

## 第 2 1 6 回 長野県内水面漁場管理委員会

1 日時 平成 2 6 年 2 月 1 8 日（火） 午後 2 時から

2 場所 ホテル信濃路 飯綱の間

3 出席者

○漁場管理委員 1 2 名

漁業者代表：藤森貫治、梅戸洋、富岡道雄、伊藤喜久雄、高原民子

採捕者代表：名取清、小澤哲、田中経人

学識経験者：平林公男、竹原文子、桐生透、高田啓介

○事務局

本井書記長他 3 名

4 会議事項

- (1) 会長及び会長代理の選出について
- (2) 内水面漁場管理委員会の業務内容について
- (3) 遊漁規則の変更について
- (4) コイの持ち出し禁止指示について
- (5) その他

書記長挨拶 事務局、各委員自己紹介の後議事に入る。

事務局 それでは、会議に入らせていただきます。会長が決定するまでの進行は、事務局が行いますのでよろしくお願いします。会長は、漁業法の規定に基づきまして、委員が互選することとなっております。委員の皆様からご提案をお願いします。はい、藤森委員

藤森委員 会長には、三期目になられ経験豊富な平林先生にお願いしたいと思います。学識経験者ということで、中立的なお立場であるということと、一番長く経験されているということもありましてご推薦します。よろしくお願いします。

事務局 はい、ありがとうございます。平林委員のご推薦のご意見がありましたが、他にご意見ございますでしょうか。

委員一同 異議なし

事務局 それでは、平林委員に会長就任をお願いすることにしてよいでしょうか。

委員一同 (拍手)

事務局 それでは、平林委員に会長をお願いすることが決定しました。平林委員には会長席にご移動いただいて、一言ご挨拶をお願いします。

平林会長 挨拶後、議事に入る。

平林会長 それでは、これから始めさせていただきます。先ず私がやらなければいけないのは、会長代理の選出を皆様方をお願いすることからです。会長代理は、漁業法施行令の規定に基づきまして委員が互選することになっておりますので、委員からの発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。(委員からの意見なし)  
事務局の方で案はありますか。

事務局 よろしければ委員 2 期目になります漁業者代表で、長野県漁業協同組合連合会の会長でもあります藤森委員を推薦いたします。

平林会長 、はい、今、事務局から藤森委員のご推薦をいただきましたが、委員の皆様がよろしければ藤森委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員一同 異議なし (拍手)

平林会長 それでは、会長代理ということで、藤森委員をお願いすることになりました。よろしくをお願いします。

次に、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。これは、毎回、議事録を作っ  
てまいりますので、議事録が出来た後に署名をしていただく方になります。議事録署名委員については、事務局が選出区分の異なる委員 2 名に順番をお願いするという  
ことになっております。本日は、藤森委員と名取委員をお願いしたいと思います。よろ  
しく願いいたします。

それでは、次の議題になります。今日は(第 19 期委員による) 1 回目の委員会になり  
ますので、「内水面漁場管理委員会の業務内容」について、事務局から説明をお願いします。

事務局（資料により説明）

平林会長 はい、ありがとうございました。ただいまのご説明に対しまして、何かご質問等ございますでしょうか。ここで、ご発言いただいた内容については、発言者の名前を明らかにして(県の)ホームページ上で公開されることとなります。後は、説明いただいたように、この委員会は、かなり強い権限をもっております。それぞれの区分の代表の皆様にお集まりいただいて、漁業調整や紛争防止の協議をいただきます。何か質問やご意見などはございますでしょうか。

それでは、1点、私からよろしいでしょうか。委員会の会議の内容ですけれど、「委員会の会議は公開とする。」とありますが、「原則」となっていないので、例えば希少種ですとか、保護を目的とした案件のときに、公開できないといったような事案が出てくる可能性があると思いますが、そういった場合についても公開しなければならぬことになってしまいます。それで大丈夫なのでしょうか。

事務局 漁業法の条文上公開するとなっておりますが、運用の中で長野県情報公開条例等に基づきまして、公開すべきでない事項、資料につきましては、公開を差し控えさせていただきます。

平林会長 はい、ということですので、ここ(資料)には書いてありませんが、原則公開ということで、資源保護の観点や希少種の情報といったものは、必要に応じて非公開とするケースも出てくるということで対応させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。他に委員の皆様から質問がありましたらどうぞ。特になければ次に進めていきたいと思います。

それでは、3番目の議事ですが、「遊漁規則の変更について」ということで、今回は2つの漁協からの変更について、知事から諮問されてきております。4月1日から消費税が8%に引き上げられることに伴う遊漁料の変更についてということですが、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局（資料により説明）

平林会長 はい、ありがとうございました。今、ルールと2つの漁協から出てきた申請の内容についてご説明いただきました。ただいまのご説明に対して質問等ありませんでしょうか。はい、名取委員

名取委員 遊漁料の審査基準について、(組合員の)賦課金に対して(遊漁料の1年券が)2.1

倍とか 2.7 倍という数値が高いような気がするんですけど。過去にも遊漁料を上げるときに、いきなり倍になってしまったりとか(事例が)あったので、その数値をもう少し下げることができないのか。上限が 1.5 倍以内とかにすると、釣り人の皆さんももう少し年券が買いやすく(遊漁料の額を)決められたんじゃないか。これは水産庁で決めたかどうか知りませんが、倍率をもうちょっと低くできないんでしょうか。

平林会長 事務局の方で説明をお願いします。

事務局 この遊漁料の審査基準というのは、長野県独自の基準です。これにつきましては、漁協組合員の方には、河川管理、漁場監視といった遊漁者にはない義務が課せられております。そういったことも踏まえて漁業者と遊漁者の負担の公平性ということで、当時(平成 21 年)全漁協の(賦課金と遊漁料の)比較をしまして、妥当な線ということで決めたと聞いております。また、この基準については、農政部長通知となっておりますけれど、内水面漁場管理委員会にも意見を聞いた上で決定しております。もちろん、今後見直しすべきだというご意見があれば、変更について検討することは可能であると思っています。

平林会長 というご説明ですがいかがでしょうか。

名取委員 検討していただきたいです。

平林会長 そういったご意見がありましたが、今回は現行のルールがあって、そのルールに従って2つの漁協から申請が出てきておりますので、今回の申請については今までどおりのルールに従ってご審議いただくのが1点。2点目は今、名取委員からご意見がありましたので、以前の議事録を委員の皆様方にお配りして、そのときどういった経緯でどのように決めたかということを理解いただいた上で、議論をする必要があれば議論をするということ。今日、ここでは2点目については、議論できないと思います。漁業関係者からも様々なご意見があると思いますので、そういったことも踏まえて、以前こういう形で(基準が)決まっているということを確認するというので、次回の時にでも議事録を出していただいて、その時の状況をご説明いただいて、この中で議論が必要だということでしたら、議論していきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同 はい。

平林会長 それでは、そのようにさせていただきます。他にご意見やご質問などありません。

たらお願いします。藤森委員さんどうぞ。

藤森委員 この2つの案件につきましては、従来から消費税の引き上げ部分については、遊漁料の値上げもやむを得ないのではないかという話がある中での申請なので、特に大きな問題はないと考えております。また、引き上げが3%以内ということで遊漁料の額が作られていますので、よろしいんじゃないかと思えます。

平林会長 他の委員の皆さんはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、2つありますので1件ずつ確認させていただきます。先ず1件目の上小漁業協同組合から出てきているものですが、申請のとおり認可することでご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

平林会長 それでは、異議がないということで、漁協の申請のとおり認可してよい旨、知事に答申いたします。

2件目の更埴漁業協同組合から出てきている申請ですが、これも申請のとおり認可することでご異議ありませんでしょうか。

委員一同 異議なし

平林会長 それでは、ご異議がありませんので、漁協の申請のとおり認可してよい旨、知事に答申をさせていただきます。ありがとうございました。

次は、「コイの持ち出し禁止指示について」事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料により説明)

平林会長 はい、今のご説明に対して何かご質問等ありますでしょうか。はい、高田委員

高田委員 資料の確認なんですけど、「コイの持ち出し、放流の禁止に係る指示について」という表題になっていますが、これは、「天然」コイについてということで理解してよろしいですね。

事務局 はい、そうです。

高田委員 その対比として養殖されているコイの取り扱いについて説明があったというこ

とですね。それと、もう1つございます。2ページのKHV病の発生状況で、県内の年度別発生状況が表になっていて、これで見ますと年ごとに発生が少なくなって、25年度は発生がゼロということが分かりますが、市町村別の発生状況からみると、(KHV病が)出ているところと出ないところがあるんですが、県内のどこのコイを調べたのか。万遍なく長野県全体をランダムにサンプリングした発生状況ということであれば、非常に正確に今のまん延状況を反映していると思うんですけど。サンプリングが偏ってしまいますと、正確に現状を反映しているとはならないわけで、そのためには、この表に、どこでサンプリングしたのか、尾数とともに、池の数といったことを表示していただかないと、これだけでは、確かに(減少の)傾向があるのは分かりますが、そこら辺の補足のご説明があれば納得しやすいと思うんですが。

平林会長 事務局の方で説明をお願いします。

事務局 この検査の件数なんですが、平成16年の大発生時においては、県内の天然水系のサンプリングをしたりして検査をしておりますけど、最近につきましては、コイの様子がおかしいので検査してくれとか、個人のお宅からの持ち込みとか、ニシキゴイの養殖業者などが持ち込んでの検査とかの件数でありまして、この表(の発生件数)が天然水系での発生状況と正確にリンクするものではありません。現在では、広く定点でモニタリング検査している状況ではありません。

平林会長 ということで、このデータの読み方は、そういう前提で読むということですけど、ちょっと問題があると思いますね。今後の課題だと思いますけれど、今、標本抽出の仕方をどうするかという高田委員のご意見だと思いますが、今回の場合の70匹検査して陽性がゼロというのは、県内全域からランダムに採って、それでゼロという結果ではないということなので、今後ですね、可能であればできるだけ全域から採って、客観的なデータで判断できるような形で議論を進められたらと思います。今後の課題ということで、改善できるようであれば改善していただきたいと思いますが、事務局、そういったことが可能でしょうか。

事務局 水産試験場の方でもKHV病の緊急事業がありますので、なるべく(委員の意見に)対応できるように相談してみたいと思います。後、発生状況とは別なんですが、水産資源保護協会というところで、コイの抗体検査を実施しております、発生があった水域では抗体を持っているコイが多く、発生していない水域でも(発生水域と)繋がっている下流水域では、コイも抗体を持っているというのが一般的に考えられるとのことでした。養殖業者を指導する中では、市町村毎に発生状況を区分するのは1つの基準ではありますが、委員ご意見のとおり詳しく検査するのがベストですので、改善

できるところは改善していきたいと思います。

平林会長 はい、ありがとうございました。高田委員、そう言うことでよろしいでしょうか。

高田委員 はい。

平林会長 なかなか「ゼロになった」ということを科学的に証明することは、非常に難しいと思いますが、今のような形で努力していただくことで、お願いします。他に今の説明で何かご質問ありますでしょうか。はい、桐生委員。

桐生委員 (資料の)3ページの参考のところなんですけど、委員会指示では持ち出し禁止だけなんですけど、農政部長通知では、放流を自粛してくださいとなっているので、指示ではなくても抑制できると思うんですけど、漁業協同組合長あての方に、「今後は、放流に代わる増殖方法として、産卵床造成についても検討してください。」とあるんですけど、実際に現場で産卵床造成に適した場所があるのか。あるいは、県で造成のマニュアルを作っているのか。この通知以後漁協で実施しているところがあるのかといったことをお聞きしたい。

平林会長 事務局の方で説明をお願いします。

事務局 産卵床造成のマニュアルについては、水産庁が作ったものがありますので、それを漁協に情報提供させていただいています。それから、実際にマニュアルに従って産卵床造成をしているかどうかということは、増殖指示量には含みませんので、漁協の自主的な取り組みの中で実施されているかもしれませんが、情報をもっておりません。

平林会長 桐生委員、よろしいでしょうか。

桐生委員 はい。

平林会長 はい、藤森委員、お願いします。

藤森委員 実際に、河川で産卵床を造って稚魚を育成しようとするのは難しいかもしれませんが、産卵させるための池を造って、産卵させて、親だけ出して、受精卵を育ててふ化させるということはできますよね。それは諏訪湖漁協でも3、4年前から始めて

いるんですよ。でもなかなかうまくいかないといった状況ですけど、徐々にノウハウが積み上げられてきた。今年も1万匹以上の稚魚が放流されているんですが、稚魚だとブラックバスとかブルーギルにやられてしまうんで、ある程度5cm、10cm位にして放流すると、その地域に残るかなと思います。本当は稚魚を買ってきて放流できると一番いいんですが、なかなかそれができない状況です。国としてもそんなことが段々できるぞという動きがあるようなんだけど、なかなか進んでいないということですよ。釣りをする人の立場からいうと、コイを釣りたいという声が多いんで、出来るだけそういう人達の要望に応えたいと思っています。釣り(団体)の人達はどう思っていますかね。

平林会長 はい、ありがとうございました。今の発言に何かコメントがあればどうぞ。他に何かありますでしょうか。はい、竹原委員。

竹原委員 長野県では、委員会指示で(コイの)持ち出し禁止、それで、放流に関しては農政部長通知で自粛ということで伺っていますが、下流域の新潟、山梨、岐阜、静岡は、放流禁止、持ち出し禁止とも委員会指示になっているんですが、長野県は上流域ですので、分けないで両方とも委員会指示というわけにはいかないんですか。

平林会長 事務局の方から、両方の整合性のことですが、説明をお願いします。

事務局 当時、長野県だけが指示が早かったというわけではないんですが、2つに分けられた理由というのは承知していないんですが、調べて、議事録を見ても分からないです。申しわけありません。

平林会長 一方は行政指導で、一方は罰則規定まであるかなり強いものと2つに分けられたのは、それなりの理由があるはずだと思いますので、これも議事録を次の時に出していただいて、「こういう事情でこのように決まっています」ということが分かるような形で説明いただくこととして、次回の宿題とさせていただきますと思います。それでよろしいでしょうか。

竹原委員 はい。

平林会長 他に何かございますでしょうか。特に質問がなければ、先ほど事務局の方では、近隣県の状況などから、もう1年間今年と同じ形で継続していきたいと話がありましたが、委員の皆様、それについてはいかがでしょうか。何かご意見があれば、ここを出していただいて、特にないということであれば、事務局の原案のとおり決めたいと

と思いますが、いかがでしょうか。

委員一同 いいと思います。

平林会長 よろしいですか。それでは、異議がないということですので、本件につきましては、事務局案のとおり1年間延長するということを決めさせていただきます。

そうしましたら、次はその他ということで、事務局の方から説明をお願いします。

事務局（資料により「野尻湖から関川等へのコクチバス・オオクチバス逸出確認調査」について説明）

平林会長 はい、ありがとうございます。これは報告事項ということでよろしいですね。委員会指示を出しておりました、（野尻湖から）コクチバス、オオクチバスが外に出ないように漁協の方で対応していただいて、毎日監視をしていただいているのですが、委員会としても定期的に、こういった形で電気ショッカーを使って調査をしているという報告をいただいたところです。2匹コクチバスが捕獲され、その原因は説明いただいたとおりで、漁協組合長に「管理の徹底を指導した」ということです。何かこの件に関しまして、ご質問ありましたら。いかがでしょうか。はい、高田委員どうぞ。

高田委員 教えていただきたいのは、これまでも毎年調査が行われていたということなんですけれど、過去にもオオクチバス、コクチバスが流出したという事例はありますでしょうか。

平林委員 説明をお願いします。

事務局 はい、（過去にも逸出は）ございます。今年5年目になりますが、1年目に1尾大型のコクチバスが捕獲されたんですが、網目を絶対に通らない大きさでしたので、（逸出防止装置の）設置前からいた魚だろうというのが1匹、平成22年に網の破損がありまして、22匹のコクチバスが逸出防止施設の下流で捕えられています。それから平成23年ですが、大雨がありまして、緊急放水があり、逸出防止施設では防ぐことができなくて、その時は施設の下流で19匹のコクチバスが捕獲されております。その体長を見ますと、当時は今より少し網目が大きかったんですが、それでは防ぎきれないということで、網目の大きさを20mmから15mm、15mmから5mmと網の大きさを小さくしております。平成24年、このときはやはり網の一部が切れておりまして、2匹のコクチバスが逸出防止施設の下流で捕獲されております。そして、今回は御小屋用水で、コクチバスが捕獲されたという状況になっています。

平林会長 はい、そういう状況でありまして、今回初めてではないということです。高田委員、いかがでしょうか。

高田委員 先ほど話がありましたように、長野県は上流県でありまして、他の県に逸出してしまうと、新潟県にも既に生息しているとはいいつつも、こちらからその種を出してしまうと、向こうも撲滅に熱心に取り組んでいらっしゃるのに、こちら側の不備、網の破れといったことには責任を持つ、特定外来種ですから、それを生業とする（漁協）は、それなりの責任を持たなければいけないと思います。そういったことで、毎年調査をしているということが、エクスキューズになってはまずい。やはり逸出しないということを確認することを目標にしなければならないと私は考えます。

平林会長 はい、全くごもっともだと思います。何か事務局の方でございますでしょうか。

事務局 はい、この5年間で逸出が確認されているのは、平成22年にE地点でコクチバスが捕獲されたのを除けば、C地点から下流では、関川も含め捕獲されていないということを考えれば、ある程度は逸出防止施設の効果はあるのではないかと考えております。ただし、この（逸出防止施設の）直下では網の破損とか、緊急放流の水であるとかがございますので、絶対（逸出を）防げるという状況ではありませんけれど、野尻湖漁協では毎日の調査、1ヶ月に1度の捕獲調査などの努力をしているところであります。来年度3年目で（指示の）更新の時期になりますので、もう少し厳しくするなり、または、いろいろな方法を、皆様のご議論の中で逸出しないような体制が作っていければと考えております。

平林会長 はい、（この指示は）平成27年3月31日までということで、来年見直しをしていくこととなります。今年は残念ながら2匹捕獲されてしまいましたけれど、漁協の組合長には逸出防止に努めていただくようお願いいただければと思います。高田委員、そういったことでよろしいでしょうか。

高田委員 はい。

平林会長 他に何かございますでしょうか。はい、桐生委員。

桐生委員 今の話と同じなんですけど、指示の内容が、「逸出防止策が講じられていると認めため」ということで、委員会が認めればOKということになるんですけど、毎年調査していて、毎年少ないけれど1個体、2個体の逸出が認められるということになると、

実際に逸出防止策の効果があるのか疑問が出てくると思うんですね。これは、後1年ありますから、策が講じられていると委員会で認められるか、慎重に検討していただきたいと思います。

平林会長 はい、ありがとうございました。前向きなご意見をいただきました。おっしゃられるとおりでと思います。他に何かございますでしょうか。

小澤委員 この件以外でもいいですか。

平林会長 今の事務局のご報告についての質問については、これでよろしいですか。では、小澤委員どうぞ。

小澤委員 議事の内容ではないんですが、確認というか、教えていただきたいと思います。先ほど「3 遊漁規則の変更について」ということで、上小漁業協同組合と更埴漁業協同組合からの2件については、圧倒的多数ということで決議されたということですが、今までもあったかもしれませんが、遊漁規則の変更等の議案というのは、漁業協同組合から出されるわけですが、利害関係といいますが、申請当事者が当委員会の委員でおられた場合に、非常に多数での決議ということであればいいのですけれど、賛否が拮抗した場合の(申請当事者の)参加ということについては、ルールとか申し合わせ事項があったかどうかについてお聞きしたい。つまり、当事者ですから当然のことながら賛成側に回ると思うんですけど、これは1つの事例ということで個別にどうということではありませぬので、ご容赦いただきたいのですが、これについて、事務局から何か教えていただけることがあったらお願いしたいと思います。

平林会長 会の運営のことなので、事務局の方からお願いします。

事務局 はい、漁業法第102条に、「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。」という規定がありますので、特定の漁業協同組合の利害に関する事を、委員会として審議しなければならない場合は、(当事者は、)その議事には参加できないものと考えています。

平林会長 はい、そういうことだそうですね。もし、そうだとすると今日の事例では、最初に言っておいてもらった方がよかったですね。小澤委員がおっしゃられるとおり、公平、公正ということからすると、今日、当事者の方がいらっしやいましたので、今後はそういった説明をしていただくということをお願いします。

小澤委員 ありがとうございます。ほとんど考えていたとおりなんですけれど、決して漁業者代表の皆様方を云々ということではないんですが、一般論から言って、当事者が関係する採決には参加しないというふうに思いますので、今日、新しく選任され初めての委員もおられますので、共通認識ができれば、それでいいと思います。

平林会長 そういうことで、お願いします。はい、藤森委員どうぞ。

藤森委員 今の案件はそういうことでいいと思うんですけど、例えば漁業権の更新について話をする場合、漁業関係者(の委員)が全部関係しているわけですよ。そうなった時に、漁業権の更新について、(委員が)該当する漁協の案件の時は採決に加わらないということになるといろいろ問題が出てくるんで、ケースバイケースで確認していくというふうにした方がいいと思うんですよ。何でもかんでも除外するのではなくて、この案件についてはどうですか、といった形でやったらどうですか。

平林会長 はい、小澤委員どうぞ。

小澤委員 藤森委員がおっしゃったことは、もっともなことですので、それに反論するつもりは毛頭ありません。漁業権については、当然、(漁業者)みんなに関係することですから、大枠の議論については、もちろん(漁業者代表の委員も)参加していただくべきですし、ただし、個別の申請があって、その方が委員としてこの場におられるという事例があるとすれば、それはどうなのかということで、解釈していただければいいと思います。

平林会長 よろしいですね。私もそのとおりだと思います。事務局、よろしいですね。お二人のおっしゃっている趣旨は全くごもっともですので、そのように今後、対応していただければいいかと思います。

事務局 はい、今後気をつけます。

平林会長 他に何かありますか。はい、田中委員どうぞ。

田中委員 委員会指示で「ブラックバス等の再放流禁止」と「野尻湖の除外」をやっているわけですが、この指示が出されて5年以上経つわけですけど、再放流しないということがキチンとできているかどうか非常に疑問です。違反者が多いのではないかと。我々がヘラブナを釣っていても、ブラックバスやブルーギルは引っかかるんですが、そういった場合に殺処分して埋め立てなりする方法をとるようPRしているんですが、

全体としてキチンとできていない現状があるように思われます。県内で再放流してはいけないというPRを徹底してやらないといけないと思います。できれば、このことについて、全国の状況を調べて、委員会としてPRの不足だとすれば、委員会として知事に指示の徹底を図るようやるべきだと思います。大きな問題ですので、ここで、すぐ結論というわけにはいかないと思いますけど、調査するなり、PRするなり、委員会として取り組んでいかなければならないと思います。取り組みを強化しなければなりません。

平林会長 事務局の方から取り組んでいることがあればお願いします。

事務局 野尻湖の再放流禁止解除の指示は、3年更新になりますので、その際には、(再放流禁止の)ポスターを配布して周知しております。水産試験場では、湖沼につきましては、三枚網や刺網を使って産卵期を中心に駆除するマニュアルが出来ています。河川については、刺網や三枚網は流れがあり使用できませんので、電気引き縄みたいなものを水産庁と一緒に開発しているところです。また、個々の事例につきましては、水産試験場がブラックバス等の駆除のお手伝いということで、申し出があれば(対策を)一緒に考えて駆除をしているところです。我々県園芸畜産課としましては、各漁業協同組合の取り組みや各地域の取り組みに対して支援しているところです。それから、再放流禁止指示のPRについてもやっておりますが、今後よりしっかりやっていきたいと思っています。

平林会長 田中委員の方からありましたように、広報し、周知徹底していただきたいと思っています。また、次回、もし何か「こういったことを実施している」ということがあれば、資料を提示してご説明くださってもいいですし、これでは足りないということであれば、加えて活動していただくということで。特定外来生物については、徹底してやっていかなければいけないということで、これは国の方針でもありますので、是非お願いします。他に何かありますでしょうか。よろしいですか。

はい、それでは、これで本日の審議事項については、すべて終了しました。事務局にお返しします。

事務局 はい、本日はありがとうございました。これをもちまして、第216回内水面漁場管理委員会を閉会といたします。

議事録署名委員 藤 森 寛 治 ㊞

議事録署名委員 名 取 清 ㊞